慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国有化問題をめぐる最近の文献
Sub Title	W. A. Robson: Nationalized industry and public ownership, 1960, John Huges: Nationalised industry in the mixed economy, 1960 etc. Some literatures on the problem of nationalisation
Author	丸尾, 直美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.3 (1961. 3) ,p.235(77)- 242(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19610301-0077
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610301-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

うにのべている。「それはわれわれの体系の総則を説明していない、すなわちそれは、その一部しか説明していないのである。そしてそれは、われわれが第二義的としか考えていない総則に主たる役割を演じさせている。」われわれの考えは「われわれの弟子の考えとは、いちじるしく違っている。彼はアリストートルの見地に、すなわち今日物理・数学アカデミイが用いる見地に立ったのだ。したがって彼は、アリストートル的能力（科学的経験的能力……引用者）をなかんずく第一のものと、すなわち唯心論にも産業的能力や哲学的能力にもまさるはずのものと考えた。われわれが今述べたことから結果することはこうである。すなわち、われわれの弟子はわれわれの体系の科学的部分しか論じないで、その感情的および宗教的部分は少しも説明しなかったのである。」（Catéchisme, 邦訳、世界大思想全集二二―三頁）蛇足をつけ加える必要はないが、要するに、科学的、ア・ポステリオリ的方法と共に、唯心論的、宗教的、哲学的、感情的、ア・プリオリ的方法が、同時に自分の方法論としてサン・シモンによって意識されていたことは銘記されるべきであろう。二元論は彼自身、方法論として積極的に意識していたのである。このようにしてサン・シモンはその科学的歴史観によって十九世紀と未来につながり、その哲学的、思弁的歴史観によって十八世紀と過去につながる。サン・シモンは十八世紀と十九世紀の、そして自然法思想と科学的社会主義との転換期に立っているといえるのではなかろうか。

三

W・M・シモンはサン・シモンの歴史哲学における二元論を指摘する。だが彼の場合、その二元性の意味は単一でない。合理主義と経験論の混合という意味で二元的であり、決定論と自由意志論の混在の意味で二元論であり、実証主義――彼はサン・シモン自身をも実証主義者とみなす――における目的と手段の分離の意味において二元的であり、必然性と有利性の対立の意味で二元的であり、経済的決定論と観念史観の矛盾の意味でも二元的である。W・M・シモンは、大体、サン・シモン自身、体系的な歴史哲学をもった思想家ではないから彼の思想の中に何か一貫した歴史観を求めること自体、最初からないものを求めていることだと考える。むしろサン・シモンは彼のユートピアに奉仕させるために歴史や進歩の観念を勝手に使ったのだ、（p. 331）とのべている。これはある意味で当っている部分もあるが、又他面いいすぎでもあるようだ。彼の歴史分析の鋭さを思えば、それが全く、自分のユートピア思想に都合のいいように作り上げたものだとは決していえないのである。サン・シモンの一見、体系を欠いた、矛盾だらけの歴史観の中に、実は唯物論と観念論の、科学と宗教との、方法論的二元論が貫いているように思われる。彼の歴史観の中に、十八世紀と十九世紀の共存、自然法思想と科学的社会観の併在、つまり、時代と時代の結び目を見出すことができるのではないだろうか。

（野地　洋行）

『国有化問題をめぐる最近の文献』

W. A. Robson: Nationalized Industry and Public Ownership, 1960, John Hughes: Nationalised Industry in the Mixed Economy, 1960 etc.

「国有化政策は時代遅れになった」ということが最近よく言われる。事実、「民主社会主義」政党のプログラムにおける国有化政策の地位は非常に低くなっている。しかし、混合経済的性格の強い現代資本主義社会においては、社会主義者ならずとも、国有化産業乃至公企業の重要性に注目せざるを得なくなっている。そのためか、最近、国有化問題をめぐる議論はむしろ活潑となり、いくつかの注目すべき文献が出版されている。この小稿は、ここ二、三年中に出版されたその種の文献のうちから若干の興味あるものを選び出して紹介、論評せんとするものである。国有化問題をめぐる議論は英国労働党政府が第二次大戦後に行なった国有化政策に対する批判を中心になされてきているので、本稿でも、この問題についての文献を紹介することにする。

一、ケルフ・コーエン「英国における国有化」、EBI「国有化」

先ず国有化政策に対して最も批判的な論を紹介しよう。その一つはケルフ・コーエン著の「英国における国有化――ドグマの終焉――」（Kelf-Cohen: Nationalisation in Britain――the end of dogma――, 1958）である。その副題からも察せられるように、この書は、英国における国有化政策を徹底的に批判して、国有化に対する社会主義者の期待が、ドグマに他ならないことを明らかにしようと試みている。以下しばらく、彼の論を忠実に紹介することにしよう。

この書は全部で十六章からなっているが、先ず第一章では国有化についての理論の発達を概観している。ここでは初期の社会主義者が国有化に対して極めて素朴な期待を寄せていたことが指摘される。例えば、S・ウェッブも初期の頃には、国有化を行なえば資本主義的経営の考えがなくなると考えていたので、国家独占が消費者を搾取するということなど考えていなかった、と言う。第二章では、一九二〇年から第二次大戦後の労働党政権成立にいたるまでに行なわれた公有化政策とそれに伴う問題を指摘する。特にH・モリソンの国有化論が批判の対象とされている。彼はこのように英国における国有化政策の理論と実際の歴史を簡単に考察した後、第三章以下において、第二次大戦後の英国において行なわれた国有化政策を次のように批判している。

先ず第三章では国有化石炭業が批判されている。国有化前には国有化をすることによって国有化される産業で働く人々の心（heart）が変ると期待されていた。ところが、国有化後も労使関係は改善さ

れず、ストライキや欠勤（absenteeism）が増大した。資本投資の増大によって労働生産性は増大したが、実働時間の減少（欠勤と労働時間短縮のため）のために生産高の増大は相殺された。

次に運輸公社は、世界最大の最も包括的な独占体であり、その経営は大規模すぎるためにいろいろな欠点を伴った。

電力産業の場合にも統合の行きすぎによる欠陥がみられ、また、資本発展計画に合理性と責任が欠如していた。また、国家保証などによって資本が安く得られるため、資本の有効な利用に充分な考慮が払われないし、その上、投資が真の貯蓄によらない資金供給からなされるため、これがインフレ化の一因になった。

ガス産業でも資本計画の合理性が問題である。需要増大の見込みもないのに、大規模な資本投資をすることは妥当でない。しかし、国有化された諸産業のうち、ガス産業だけが厳しい批判を免れうる。この産業では過度の大規模化と中央集権化による弊害も小であった。

鉄鋼業も一時、国有化されたが、鉄鋼業の場合は、他の国有化産業の場合と違い、老朽産業でもないし、能率も悪くなかった。それどころか国有化するという脅しを受けながらも、能率は非常によく、労使関係もよかった。だから国有化する理由は乏しい。国民的利益に従わせるために国有化すべきであるという論もあるが、統制すればこの目的は達せられるから、公有化する必要はない。統制するだけでは効果がないと批判する者もあるが、国有解除後の鉄鋼業では有効な統制が行なわれた（p. 135～136）。だから、労働党が国有化のドグマにとらわれて鉄鋼業の発展を危機に陥れるようなことがあってはならない。

ケルフ・コーエンは各国有化産業について以上のように論じた後、次に第八章では議会と国有化との関係を、第九章では政府と国有化産業との関係について批判している。先ず議会が国有化産業をよく監視出来なかったことが指摘される。何故出来なかったかというと国有化産業についての情報が不充分にしか得られなかったし、国有化産業から報告書が出されても、専門家でないとその内容を充分検討出来ないからである。それに、報告書の扱っている内容が議会で論議されるのは一年後であるし、また、こまかい点については大臣の責任外の問題とされているので答弁を拒否されるからである。また、国有化産業を議会や政府の方針に従わせるためになされる大臣の一般的指命も有効には行なわれない。何故かというと、大臣は国有化産業を監視統制するよりも、むしろ議会や公衆に対して公社を擁護する立場となり、公社を公的に批判することを避けるようになるからである。

国有化産業のほうの経営も思わしくない。これは公社の「理事の給料はまだその責任の割に低い」（p. 168）ので、よい経営者が得られないからでもある。「これらの産業は国家にとって極めて大切であるから、国の最も有能な者によって指導さるべきである」。

このように述べてから、次に第十章では国有化産業の財務を批判する。先ず国有化に際しての補償についてはむしろ所有者に不利であったかの如くに言う。補償によって得られる所得が以前の所得よりも小さくなったことについては、収入が確実になったのだから、当然ともいえると彼も認める。しかし、所得が一定なのに、インフレによって貨幣価値が下ったので、所有者に不利になったとみるわけである。

もう一つ財務面で彼が強調している問題は、国有化産業が財政的に自立していないことと、そのために投資の合理性がそこなわれているということである。戦前の公企業は政府から財政援助を受けなかったが、戦後の国有化企業は援助されており、その意味で、財政的に独立していない。また、民間産業では、必要資本額の三分の二を自己資本で賄っているのに対し、国有化産業では三分の一しか賄っていない。これは国有化企業での価格が低すぎるためであるが、価格引上げには困難があるので結局、国有化部門では実質的に赤字になる。

また、資本を安く容易に得られるし、資本を有効に利用しようとする誘因も弱いので、資本の合理的利用が充分考慮されない。設備の利用度も低い。このような弊害を少なくするために、国有化産業も、私的市場から、私企業と同じような条件で資本を調達するほうがよい。彼はこのように言う。

第十一章では理事会（Board）の役員によい人材を得がたいということと、役員――が非常任役員の場合にも――の専門的知識や経験が大切であることが指摘されている。また、理事以外の職員の場合も、国有化による急激な変化のために能力以上の地位についた者が多いことが十二章で述べられている。第十三章では国有化産業における労働者の問題を扱っているが、特に強調されていることは労組が大きな力を持ちながら、社会的責任を充分認識していないという点である。第十四章では、国有化産業が消費者の利益や便宜を充分考慮していないことが批判されている。

彼はこのように国有化政策及び国有化産業を批判して、社会主義者の国有化への期待が誤りであると結論する。

以上が、国有化政策に対して極めて批判的であるケルフ・コーエンの論の大要であるが、これと大体似たような立場から書かれたものとして、もう一つ小冊子ながら重要な文献がある。それは英国の資本家乃至経営者団体のFBI（Federation of British Industries）刊の「国有化」（Nationalisation――A Report by the Federation of British Industries, 1958）という報告書である。この小冊子は、次のような点において国有化は好ましくないと論じている。①国有化産業は全体として赤字を生むし、大きな利潤をあげる産業がない。②国有化産業は、自己の留保資金でもって資本支出をカバーしないで、政府または民間の投資者から借り入れる。③労使関係は改善されないで、ある点では悪化した。④消費者の利益は守られてきていない。⑤議会はこれらの産業を有効に統制出来ない。⑥国有化は能率をもたらさない。⑦国有化は中央経済計画を助ける手段と

して擁護されたけれども、「実質上の自由経済においては」そうともいえない。

このようにFBIの国有化に対する批判点もケルフ・コーエンのそれと大同小異であるといえようが、特に、両者によって共通に強調されている点は、国有化産業部門が赤字を出しており、非能率であるという点と、国有化産業が期待されたような社会的責任を果じていないという点であろう。

ケルフ・コーエンやFBIの以上のような批判は、国有化政策の欠点がどこにあるかについて、いくつかの点で重要な教訓を与える。しかし、このような立場からの国有化批判に対しては、当然、いろいろな反批判がある。

二、H・フェイガン「国有化」

H・フェイガン著の小冊子「国有化」(H. Fagan: Nationalisation, 1960)も以上のような立場に強く反対する論を展開している。H・フェイガンは英国のマルクス主義系社会主義者であるが、その主張は、ドグマチックなマルクス主義者の論とは大分異なっている。数年前までは、マルクス主義系の論者は国有化政策を批判することに専らであった。つまり、資本主義社会の枠内における国有化政策は結局において資本家救済策であって、危機に瀕した資本主義を国家独占資本の立場から再編成し、補強せんとするものに他ならない、とみるのが普通であった。だが、第二次大戦後、英国労働

党政府やフランスの革新政権の下で行なわれた国有化政策は、労働階級の要請によっても促されたものであり、いくつかの点で勤労階級にとっても、社会全体の経済発展にとってもプラスの面を持っている。また、資本主義経済の枠内においてさえも、勤労階級の要求によってそのようなプラスの方向にいくつかの改善をしうる。マルクス系の論者は最近、国有化政策のこの面を重視するようになったが、フェイガンの小冊子もこの点を重視する立場から書かれた代表的文献である。

彼は、英国における国有化政策が一方において資本家を利したことを批判するが、他方、国有化が経済の発展のためにそして労働階級にとっても利益をもたらした点を指摘する。「約言すると、多くの欠陥があるにもかかわらず――しかもその欠陥は深刻であり沢山あるにもかかわらず――、資本主義的国有化の下でさえも、大きな前進がなされた」というのが彼の結論である。

国有化政策に対する主要な批判の一つは、先述の如く、国有化産業が大きな赤字を出して、いろいろな経済的な困難を引き起すという点であるが、フェイガンは、国有化産業における赤字は非能率のために生ずるのでなく(国有化産業はむしろいろいろな点で私企業時よりも能率的になったと彼はみる)、次のような理由のため生じたのであると言う。すなわち、国有化産業当局が、①時代遅れの陳腐化した資産を買いとったため、②この老朽資本に途方もない価格を支払ったため、③以前の所有者へ毎年多くの補償を支払うことが国有化産業の義務とされたため、④、①の理由のため補修と近代化に緊急的に資金の借入れが必要となり、この借入金に最大限の利子率で利子を支払ったため(p. 18. フェイガンの論の詳細については拙稿『国有化論争の展開』――「フェビアン研究」一九六一年一月号を参照されたい)。

フェイガンはこのような点を指摘して、赤字が国有化産業自体の責任でないことに注意を促しているが、事実、国有化産業部門における赤字は、以上のような点を別にしても、国有化産業自体の責任というよりも、妥当でない国有化方式のためであるように思われる。すなわち、英国において国有化された産業は、荒廃しつつあった斜陽産業(石炭、鉄道)と開発期にあるので国家の援助なしにはやってゆけない産業(航空業と最近では原子力発電)や、公共政策上、低価格維持を要請される産業(電力、ガス)等であり、いずれも、私有であっても赤字になりがちな産業であり、少なくとも他部門から資金を得ねば発展してゆけないような種類の産業である。大きな余剰をあげる産業は、私的資本の掌中に残され、赤字部門だけが国有化される。鉄鋼業や道路運送業の如く、大きな利潤をあげうる産業も、一時、労働運動の圧力によって労働党政府下で国有化されたが、保守党政府下になって再び私的資本の掌中に返された。これでは国有化産業部門が純余剰をあげることが出来ないのも当然である。国有化部門の赤字を必然化する理由はこれだけにとどまらない。私的経済部門が圧倒的に優位を占める資本主義経済においては、国有化産業部門が経済統制の拠点とされざるを得ないが、英国においても、国有化産業における価格政策は、政府のインフレ統制の犠牲となって、価格引上げが抑制された。国有化産業から多くの財やサービスを受けている私企業も国有化産業の価格を低く抑えることを要請した。他方、国有化産業に財を供給する会社は概していって高価格で売りつけて大きな利潤をあげた。* このように、儲かる見込みのない産業だけを国有化して、儲かる部分は私的資本の掌中に残し、しかも国有化産業を利用してますます、自己の利潤を大きくしようとしている。これでは例え国有化産業が能率的に運営されても赤字のおそれに悩まされるのは当然である。国有化部門を利用して甘い汁を吸っている私的資本はこのことを充分知っているはずである。ところが、資本家やその代弁者達は、国有化産業部門が赤字を出し、自己の資本調達を賄うことが出来ないからといって、国有化産業が非能率であるかのように言い、この点を国有化政策批判の第一の論拠とする。これは詭弁以外の何ものでもない。

* こうした点については、次に紹介するヒューズの著に述べられている。

三、ジョン・ヒューズ「混合経済における国有化産業」

国有化問題に対するもう一つの注目すべき立場は、英国労働党左派の「インサイダーズ」と呼ばれるグループの論である。ジョン・

ヒューズ著の「混合経済における国有化産業」(John Hughes: Nationalised Industry in the Mixed Economy, Fabian Tract 328, Oct. 1960) はこの派の主張を代表する議論を展開している。彼は、英国における国有化産業の成果が思わしくないのは、資本主義的私企業が圧倒的である混合経済においては、国有化部門が私的部門に対して従属的 (subordinate) な役割を果さざるをえないからだとみている。価格政策においても投資政策においても、国有化部門では自主的な政策をとれない。賃金にしても、国有化部門が他の部門の指導賃金になるのでなく、むしろ、私的部門の賃金抑制に利用される。そのため、国有化産業部門の賃金は、石炭業を別とすれば、全産業の平均より低く抑えられている。

国有化部門の価格も、インフレを誘起するという懸念と、「消費者へのサービス」という考えのために低く抑えられているが、このため、「主要な消費者」である私企業へ所得を移転する結果になっている。これは「経済が圧倒的に資本主義であって、国有化産業の財及びサービスの主要な消費者が資本主義的産業及び商業にほかならない」混合経済の状態を考慮に入れていない混乱せる価格政策の結果である。また、このような混合経済では、国有化部門の価格を上げると、私的部門での価格引上げの口実に利用される。「その場合、国有化産業の価格は私的部門における価格上昇を隠すためのイチジクの葉として利用される」(p. 6)。他方、先にも述べたように、国有化産業へ財を供給する産業には独占的産業が多いので国有化産業は高価格で購入する。こうして、国有化部門は大きな余剰をあげることが出来ず、借入れをますます増大させ、結局において、不労の利子生活者を増大させるという皮肉な結果になる。

混合経済期における国有化産業のこのような難点を解決するためには、公的経済部門と私的経済部門とのバランスに相当の変化を生じさせ、「少なくとも経済及び財政権力の主要な集中点(=巨大企業=)において、社会的必要と公的責任が利潤の極大化と私的領有よりも優先する (prevail over) ようになる」(p. 31) 経済——すなわち社会主義への——移行が必要であると言う。勿論、この派の論者は混合経済の現段階においてもいくつかの改革を進めることが可能であるとみるが、国有化産業部門の長所を真に発揮させるには、このような変革が必要であると考えるわけである。*

* ヒューズのこの著の詳細については、「フェビアン研究」一九六一年二月号所載の私の抄訳を参照されたい。尚、彼の議論の内容は、先に加藤寛氏との共著「社会化と経済計画」(理想社) においてなした論と大体同じである。

四、W・A・ロブソン「国有化産業と公的所有」

国有化問題をめぐる文献としてもう一つ注目すべき大著がごく最近出版された。それはW・A・ロブソン著の「国有化産業と公的所有」(William A. Robson: Nationalized Industry and Public Ownership, 1960) である。ロブソンは英国における公企業と公共政策問題の権威であり、数年前に出版された「国有化産業の諸問題」(Problems of Nationalized Industry) の編者としても良く知られている。今度出版された「国有化産業と公的所有」は、彼がその序文で言っている如く、「国有化産業の諸問題」の継承版 (successor) であり、旧編著を検討した上で、ロブソン一人の著書として、体系的に書き直したものである。この書には英国の国有化問題についての殆んどすべての問題が体系的に論じられており、この問題についての研究書として最も包括的で体系的な文献であるといえよう。特に、国有化産業の管理乃至統制の問題や労使関係と対消費者関係については詳細に客観的な考察をしている。国有化問題をめぐる議論にはイデオロギー的性格の強いものが多いが、ロブソンの研究は、その種の性格を最も免れており、その意味で国有化政策を客観的に評価する上での貴重な資料でもある。

このような比較的に客観的・学問的態度でなされた彼の研究の結論はこうである。すなわち、国有化産業についての「……評価の一般的結果によれば、同産業は大部分の見地からみて、それが私的掌中に残っていた場合に予想される状態に比べて相当 (substantially) によい状態にある。」と* (p. 461)。

* 彼は、国有化産業が社会的責任の面でも、私企業より優れていることを明らかにしている。彼の論を読むと、ケルフ・コーエンやFBIの主張の一方的であることがよくわかる。

彼の著は、これまでの国有化政策について最も客観的で包括的な評価を下しているだけでなく、国有化乃至公有化の将来についても貴重な示唆を与える。彼はその著の最後の章において、国有化乃至公有化の将来について、いろいろな立場からなされてきた議論を整理検討した後、公有化のあり方についての彼自身の考えを述べている。彼は、国有化を一方的に非難する論と、国有化そのものを主義として、乃至それ自体目的として主張する論をしりぞけた後、公有化の方向として公私混合企業に最も期待を寄せる。これは、国家が、国家的利益のために必要と思われるような投資への資金供給を、私企業への貸付の形でなく、その私企業の普通株を取得するという形ですることによってなされうる。* この方法によって政府は利潤の分前にあずかるだけでなく、その企業に対するある程度の統制権を得ることも出来る。この方法は労働党が「産業と社会」(Industry and Society) の中で発表した構想と似ているようにみえるが、ロブソンは、「全く違う」という。** ロブソンの構想の場合には、政府がそうした投資に公的資金を出すことによって国家の利益になると信ずるからするのであり、この場合、投資は国家政策であり、政府の役割は積極的なものである。後者(「産業と社会」の構想)の場合には「国家の動機は全く取得目的 (acquisitive) のためであり、政府の役割は無機能な所有者の役割に類似している」(p. 491)。

* 都留重人教授の「フロウの社会化」論もこれと大体同じ構想である。

** 彼は「産業と社会」の提案する株式取得方式には強く反対す

る。しかし、彼の提案でも、「産業と社会」の方式の場合と同様の難点が相当残ると思われるが、彼はこの点を無視している。

彼はまた、パブリック・コーポレーション方式による国有化が必要となる場合がないとは言わない。しかし、いずれの公有化方式をとるにしても、衰退乃至停滞せる産業を公有化するのでなく、発展しつつある産業を公有化すべきであるという。この点は、資本家及びその代弁者と、国有化政策に対して好意的な評価を下している論者とをわかつ重要な点である。資本家側の論者は、衰退し老朽化した儲からない産業の国有化にだけは賛成する。しかし、非能率な赤字産業のみを公有化するとどのような結果になるかを社会主義者は学んだ。(英国やフランスの国有化産業の難点の大部分はここから生じている。) それ故、フェイガンにしろヒューズにしろ、今後は非能率産業のみを公有化の対象としないで、大きな利潤をあげている独占的産業に公有化を進めるべきであると主張する。資本家の見放した産業のみを公有化するのでは、公有化政策を成功させることは出来ない。この点こそ英国の国有化政策から学ぶべき貴重な教訓である。

(丸尾　直美)

新刊紹介

『国民所得論』　山田雄三著

『国民所得の基礎理論』　鈴木諒一著

『国民所得』　大川一司編

国民所得に関する著作は、和洋を問わず汗牛充棟の感がある。ただ多くのものはいわゆる所得分析を含んでおり、むしろこの方を主眼にしたものの方が多い。国民所得論は国民所得の概念を明らかにし、社会会計の構造を説明するものがその内容である。

周知のように、社会会計というのは経済活動を生産活動（その象徴的主体を生産者という）、消費活動（主体は消費者）、資本蓄積活動の三つに分類し、それぞれの経済活動が貨幣の流れを通じていかに関連しあうかを示したものである。国民生産物Y、投資I、消費C、貯蓄S、国民所得Y′という記号を使えば、三つの経済活動は三つの会計バランスで示される。

消費部門　$Y=C+I$

投資部門　$I=S$

貯蓄部門　$C+S=Y'$

重要な点は、この三つのバランスを連絡するための規約である。それを $Y=Y'$ とする。つまり、生産物の価値を評価するのに、所得化した貨幣量をもってするということだ。しかも、この所得を生みだした生産がずっと以前に行なわれようと、あるいは前払いされようと、ともかく「今期の生産物の価値は今期の所得化した貨幣量で評価する」と約束する。こうした約束のせいで、資本蓄積活動は生産活動の剰余項Iと消費活動の剰余項Sとのバランスを示す会計勘定という形をとる。

社会会計がこのような形式をとるということは、それが所得分析を成立させうる形をとのえたものであることを意味する。だから、社会会計は所得分析なしには意味を失うのである。ところで、ここに登場した国民所得とはなにか。これの概念規定が社会会計の要めであることはいうまでもない。生産の報酬以外の所得を含めるべきかどうか。政府活動からの報酬は生産の報酬かどうか。直接税、間接税をどう扱うか。リカードの純収入は今日の国民所得概念とちがうし、ソ連の国民所得概念は資本主義諸国のそれとは異なる。

しかし、貨幣評価であるかぎり、問題はなにを含め、なにを含めないかの内包の問題だけである。もっと困難な問題は、相対価格の変化と実質との関係である。では国民所得の実質とはなにか。

実質を説明することは経済進歩を明らかにすることだ。国民生産物の実物量が全体としてふえることは、経済進歩のひとつの見地だ。だれに属するにせよ、生産物はともかく国民に分配される。分配の総量がふえる。しかし、国民が消費者として買うのは消費財である。だとしたら、経済進歩とは、消費者の所得の、消費財で表示された実質購買力が増すことだというのも、別の、しかもきわめて重要な見地であろう。

もし実質国民生産物を前者で定義し、実質国民所得を後者で定義したら、もはや実質での $Y=Y'$ は成立しない。とかく長期的見地からは国民生産物ないし国民所得の実質が問題になるが、国民所得論はまだ掘り下げてこの点を明らかにしてくれてはいない。

こういう国民所得論の簡単な内容をぜひ前提として、表題の諸著作を読まれたい。山田教授のはきわめてオーソドクスな研究―解説書である。生産、分配、支出の三面にわたっ